

# 長野県高森町 防災備蓄計画

令和8年4月  
長野県高森町

## はじめに

長野県高森町は、大規模な自然災害がいつ発生してもおかしくない状況にあり、特に将来的な南海トラフ巨大地震の発生は、広範かつ深刻な被害をもたらすことが想定されている。加えて、近年の災害対応では、物資の調達・輸送における広域連携の課題や、避難所における生活環境の質の低下が全国的に顕在化している。

こうしたことから本計画では、備蓄目標量を算定するための基礎データとして発生確率等の観点から現実的とされる「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」の被害想定を用いて備えを行うことで、被災状況下における諸課題を克服し、町民の生命維持と、避難生活における良好な生活環境を確保することを目的として策定するものである。

なお、新たな課題等が生じた場合などには、その都度検討を加え、必要に応じて計画の修正を行うものとする。

## 第1章 計画の基本方針と備蓄目標

当町が内陸地域である特性を考慮すると、広域的な物資輸送ルートが寸断された場合、外部からの支援物資の到着には時間を要することが予想される。このため、町民の生命維持と生活環境の早期安定化を図るため、高森町では物流途絶期間を乗り切るための7日間を推奨目標期間として設定し町民に備えを呼びかけることとする。

この期間のうち特に物資不足が深刻化する発災直後の初動3日間（混乱期）の物資確保については、自助（家庭・事業所備蓄）による備えを原則としつつも、家屋の倒壊や焼失等により避難所への持参ができない場合を想定し、公助（高森町および長野県）がこれを補完することを基本とする。なお、残る4日間については、『高森町地域防災計画』（以下「地域防災計画」という。）に基づき、協力業者からの流通在庫の優先調達及び国・県からのプッシュ型支援等の活用により、継続的な供給体制を確保する。

そのうえで高森町は、長野県の『長野県地震防災対策強化アクションプラン』に基づく「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）にて示された方針に基づき、最低3日間に必要な物資総量のうち3分の1を長野県と町がそれぞれ備蓄目標量として設定し、確保・維持に努める。

なお、共助（自主防災組織）は、情報収集や救出・救護の実施のほか、避難所等の集団生活の維持に係る役割を担うことから、地域特性（災害リスクや高齢化、要支援者の状況等）を踏まえた救出・救護や避難所用資機材等の共同使用品の備蓄・管理に努めるほか、必要に応じて自助による備蓄を補完する。

## 第2章 備蓄物資ごとの目標数量

先述のとおり、備蓄目標量を算定するための想定災害には『第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）』の「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」を用い、次の数値を用いて高森町が目指す品目ごとの目標数量を算出する。（県による1/3備蓄の対象品目は頭に★印を付与）

なお、品目については、本計画の目的である「被災状況下における町民の生命維持と生活環境の早期安定化を図る」ことに直結するTKB（衛生・食事・寝具）を中心とした主要な品目を選定し目標を設定する。（その他の生活必需品等に関しては、本計画では具体的な目標は定めず、地域防災計画に基づき適宜必要に応じて購入し備蓄を図ることとする。）

- ① 想定避難者数：1,570人（避難所避難者数 790人）
- ② 対象期間：発災後3日間
- ③ 高森町の備蓄目標量：★は必要総量のうち1/3（★以外は2/3）

《TKB（衛生・食事・寝具）に係る備蓄物資の品目及び目標数量表》

品目	算出基礎（①～③と共に乗じる）	目標数量
★米類（アルファ化米）	3食/日	4,710食
★飲料水	成人一人当たり3L/日	4,710L
★乳児用液体ミルク	（避難所避難者数×0歳人口比率：0.5%）×1人当たり1L/日	4.0L
★災害時非常用トイレ	成人一人当たり5回/日	7,850回
★子ども用おむつ	（避難所避難者数×0～2歳人口比率：1.7%）×1人当たり8枚/日	107枚
★大人用おむつ	（避難所避難者数×必要者割合：0.005 <sup>*1</sup> ）×1人当たり8枚/日 *1 避難者に対するおむつ使用を要する要介護高齢者の割合。	63枚
★生理用品	（避難所避難者数×12～51歳女性人口比率：20.3%）×（1人7日間必要量30枚×1/7 <sup>*2</sup> ×1/4 <sup>*3</sup> ） *2 生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの。 *3 生理期間を4週に1回と想定。	172枚
★毛布	避難所避難者1人当たり2枚	527枚
簡易ベッド	避難所避難者1人当たり1台	527台
間仕切りテント（2m×2m）	避難所避難者1人当たり2.0㎡ <sup>*4</sup> （1張を2人で使用する想定） *4 「スフィア基準」では、避難者一人当たり3.5㎡/人の居住スペースの確保を推奨。	263張

※各算出基礎に用いる人口比率は、令和7年11月1日時点の数値。

## 第3章 備蓄物資の保管と管理

### 3.1 保管場所

- 食料等の品質や保存期限の管理が必要な物資は、町の備蓄倉庫に「集中保管」を行う。
- 間仕切りやベッド等、災害時に避難所の開設に必要な資機材については、あらかじめ自主防災組織の保管庫等にも配備して分散化を図る「分散保管」にて行う。

### 3.2 在庫管理

- 備蓄状況を国の「新物資システム（B-P L o）」に定期的に入力し最新化を図り、在庫や賞味期限等を台帳で管理する。
- 食料、飲料水等の期限付き備蓄品は、ローリング・ストックを徹底し、常に新しい在庫を確保する。
- 自主防災組織の保管庫等に分散配備された資機材類は、定期的に各配備先の責任者に管理状況を報告させるほか、訓練等を通じて状態を確認する機会を設ける。

### 3.3 備蓄状況の公表

- 高森町を含むすべての自治体には、災害対策基本法第49条第2項に基づき、備蓄状況について毎年1回公表することが義務付けられている。
- 公表方法については、毎年4月1日時点の「新物資システム（B-P L o）」の入力情報を元に、長野県が県内の市町村のデータを一括して同年5月末までに公式ウェブサイトにて公表する。

## 第4章 物資の調達

### 4.1 流通物資の調達

- 特に発災4日目以降（復旧期）においては、本計画で定める在庫備蓄に加え、協力業者等から調達する「流通備蓄」を最大限に活用することで、食料品や生活必需品の継続的な供給体制を確保し、住民生活の早期安定化を図る必要がある。
- 高森町では、食料や日用品等の物資を販売している事業者等との協定の締結により、流通物資を調達する体制を確保している。
- 災害時における流通物資の円滑かつ早期調達を目指して、日ごろから協定先の店舗や団体との密な連携に努めるものとする。

### 4.2 救援物資の受け入れ

- 高森町では、飯田下伊那圏域外の自治体との災害時における相互応援協定を締結しているほか、三遠南信地域との広域連携や国や県等の支援により、複数のチャンネルを通じて圏域外から多くの救援物資が届くことが予想される。
- こうした圏域外からの支援の受け入れを円滑に行うため、受援体制の確立に努めるものとする。